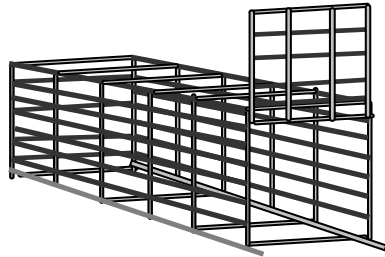
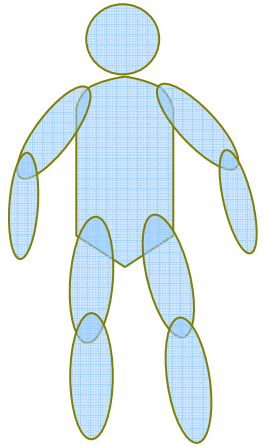
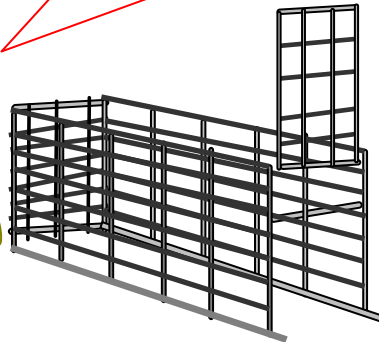
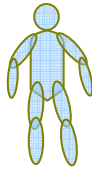
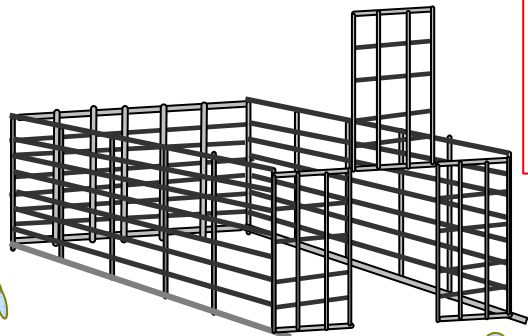
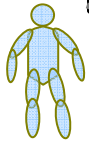


有害鳥獣の捕獲許可制度について



こうした形のわなを「箱わな」といいます。
大きさや、仕掛けはさまざまですが、基本的に、中に入った動物が、エサをくわえたり、引いたりすることで、とびらが閉まって、中に動物が閉じ込められる仕組みです。
大型のものは、「箱おり」と呼びますが、仕組みは同じです。

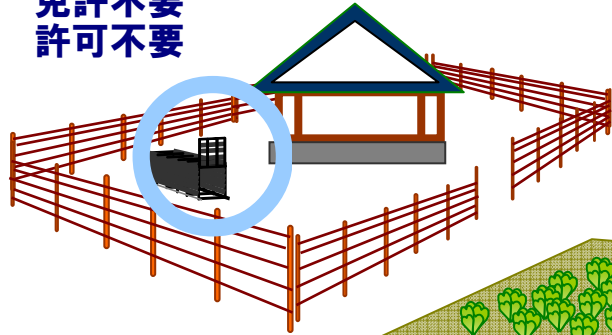
天井がふさがっているものは、**囲いわな**とは言いません。（金属製だけでなく、丸太などを組んで作る場合もあります）



こうした形のわなを「**囲いわな**」といいます。
中に入った動物が、エサをくわえたり、引いたりすることで、とびらが閉まって、中に動物が閉じ込められる仕組みは、「箱おり」と同じですが、**天井がないのが特徴**です。
主にイノシシ、シカの捕獲に使うことができます。
※ 壁をよじ登ることができる小動物や、クマ、サルなどの捕獲はできません。

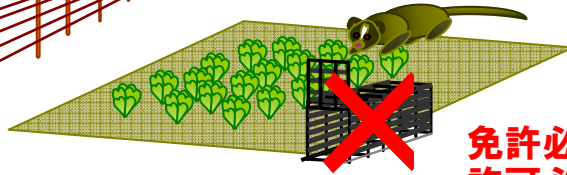
こうしたわななどを「**猟具**」といいます。
「**猟具**」を使用して野生動物を捕獲するためには、基本的には「**狩猟免許**」が必要です。
また、野生動物を捕獲するためには、都道府県（地方事務所長）や市町村長の許可を得る必要があります。
ただし、例外もあります。

狩猟期間内
免許不要
許可不要



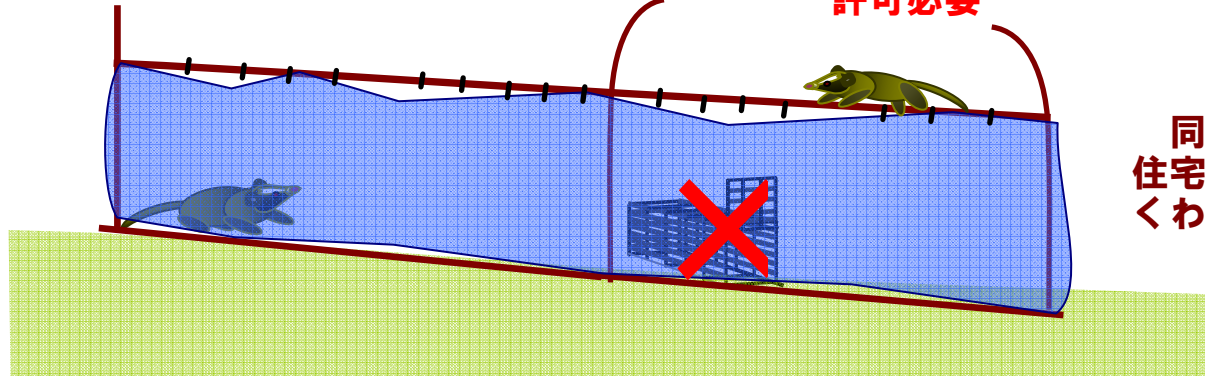
例外1

狩猟期間中（11月15日から翌年の2月15日まで）に限り、狩猟免許がなくても、塀や囲いのある住宅の敷地内に限り、網や「わな」を使用して、狩猟鳥獣を捕獲することができます。



免許必要
許可必要

作物のある夏場や囲いの外にある畑などでは、自分の土地であっても狩猟免許がなければ、許可なく野生動物を捕獲することはできません。



同じように狩猟期間中に、囲いがあっても住宅の敷地内でなければ、無免許で、許可なくわなをかけることができません。

こっちも
頼むよ

自己の事業地以外
はできません。



狩猟期間内
免許不要
許可不要



例外2

狩猟期間中（11月15日から翌年の2月15日まで）に限り、農林業者が事業に対する被害を防止する目的で自身の所有する農林業敷地内に設置した「囲いワナ※」により「狩猟獣」を捕獲することができます。

※ わなの構造（天井がない）ため、捕獲できるのは、イノシシ、シカに限られます。

農林業者＝農林業で一定の収入を得ている者
※ 自家用菜園しかない方は該当しません。